

審議会議事録

報告日：令和元年5月20日

名 称	令和元年度第1回鹿沼市人権施策推進審議会
日 時	令和元年5月20日(月) 14時00分～15時14分
場 所	菊沢コミュニティセンター 第1, 2研修室
出 席 者	審議会委員13名(別紙審議会委員名簿のとおり、欠席6名:3,5,11,14,16,17番) 事務局:黒田人権推進課長、飯塚補佐、北條主任主事
内容及び 結果等	<p>1 開会(議事までの進行:黒田人権推進課長) 委員19名中13名の出席により、会議成立を報告</p> <p>2 会長あいさつ(鈴木会長)</p> <p>3 各委員自己紹介(委員名簿順、終了後事務局職員自己紹介)</p> <p>4 議事(議長:鈴木会長・内容説明及び回答者:事務局 飯塚補佐)</p> <p>(1)協議事項 鹿沼市パートナーシップ宣誓制度(案)について</p> <p>議 長:レジメでは、「制度制定の目的について」、「制度の内容について」、と別 なっていますが、関連事項につき、一括して事務局から説明を受け、審 議に入る事とします。</p> <p>事務局:初めに、この制度を策定するに至った理由と目的をご説明いたします。 資料1をご覧ください。まず、「性的マイノリティについて」からですが、 性を構成する要素についてのご紹介から説明をさせていただきたいと思 います。</p> <p>ここにあります通り、性というものについては、身体の性、性自認、性 的指向、性別表現など、単に性と申しましてこれだけのものがあります。</p> <p>次に、LGBTとは何か、についてであります。ここにお示しさせてい ただきました通り、この4つ以外にも、実はまだまだたくさんあります。</p> <p>ですが、ここでは一括した形でLGBTとさせていただきます。</p> <p>このLGBTと言われる方々は、多数派ではなく、少数派です。</p> <p>少数派であるがために、差別や偏見による人権侵害に見舞われることが あり、場合により職場を追われるなどの人権問題に発展してしまう事さえ あります。これらは不当なことで、解決しなければならない人権問題である という認識が広がっているわけです。</p> <p>女性や高齢者、障がいをお持ちの方などに対する人権擁護についての法 律等はいくつかありますが、このLGBTについてはその人権を擁護するた めの法律が不十分です。平成16年7月に、「性同一性障害の性別の取扱い の特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たした場合、性別の変</p>

審議会議事録

<p>更の審判を受けられるようになったものの、まだまだ法整備は遅れているという事実があります。</p> <p>これが、本制度を導入しようとした理由であります。</p> <p>では次に制度の目的についてご説明いたします。資料2をご覧ください。制度の目的であります、①にあります通り、鹿沼市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針に基づく制度であり、昨年度、皆さま方に大変お骨折りいただきました、第2次人権啓発推進総合計画の中で、「性的指向・性同一性障害に関わる人権問題」と明記しておりますので、これによる一つの施策であるという位置づけとなっております。具体的には、戸籍の性、又は心の性が同性である方同士のパートナーシップを尊重しその人権擁護を図るためのものであります。また、②にあります通り、この制度により、多様性を認めるやさしいまちづくりを推進させ、市民の皆様方に性的マイノリティの方々への理解を深めてもらうと共に、その認識を広げるということを目的としています。</p> <p>既成の慣習にとらわれることなく、多様性を尊重した同性カップルという新たな家族の在り方を市が認めるという事として、全国でもすでに11ほどの自治体が導入している制度です。ただし、宣誓されたお二人が相互に協力し合い、共同生活をされていくということに対し、行政がバックアップするというものについての考えは様々で、単に宣誓を認めるだけといった自治体もあります。</p> <p>なお、県内の状況を調べましたところ、栃木市が「市職員や教職員向けのガイドライン」を策定したということであり、パートナーシップ宣誓制度については、本市が最初に導入することになるかと思えます。</p> <p>次に制度の内容についてですが、この宣誓を行っていただきますと、申請をいただければ宣誓証明書が交付されますので、本市において、婚姻と同等の行政サービスの提供を受けることができるということでもあります。</p> <p>行政サービスの例としてはご覧のとおりですが、今後庁内で検討を重ね、更に充実できればと考えております。但し、この制度は、あくまでお互いを人生のパートナーとして歩んでいただくことに対し、本市がバックアップさせていただくためのものでありますので、相続や税控除などといった法律上の効果を生じさせることは出来ませんので、ご注意くださいと思います。</p> <p>次に具体的な手続きの流れであります、資料3をご覧ください。</p> <p>まず、事前に連絡をいただくことから始まります。</p>
--

審議会議事録

	この時点で、その後の手続きがスムーズになるよう制度の詳細をお伝えさせていただきます。その後は必ずお二人ともご本人様に来庁していただき、図のような流れに沿って手続きを進めさせていただきます。
	以上で鹿沼市パートナーシップ宣誓制度についての説明を終わります。
議 長	：ただ今、事務局の方から、性的マイノリティについての概略と目的、内容についての説明があり、制度化するというお話がありました。色々と参考となったかと思しますので、ご意見をいただけたらと思います。
大出委員	：基本的には賛成なんですけど、もし、このパートナー同士が別れた場合はどうなるんですか。
事務局	：実際パートナーシップを組まれた後、別れたという事例が、渋谷区の方であります。そういったときには、解消の手続きをすれば、別れることができます。
大出委員	：そうすると、行政サービスは受けられないこととなるんですか。
事務局	：そうです。
議 長	：パートナーを組んでいるときのみの条件であるという事です。
仲田委員	： 全国でもまだ 11 例しかないという事で、栃木県でもまだ、そういった制度はないんですが、なぜ、鹿沼市はいち早くこれを取り入れることになったんですか。そのきっかけみたいなものがあつたら教えてください。
事務局	：これはきっかけと言いますか、前回、第 2 次人権啓発推進総合計画を策定したところでありますが、前の計画ですと、性同一性障害についての計画だけだったんです。それが、今回の計画では、性同一性障害だけではなくて、国が示す 17 項目にも、性同一性障害性的だけでなく、性的マイノリティに対する人権問題として挙げられておりますので、10 年計画を策定する際に見直したというのがきっかけと言えはきっかけであります。
	実際にどれだけの該当者がいるかどうかはわかりませんが、該当者は必ずいらっしゃるという想定の下に策定しなければならないという事になり、今回制度化したものであります。
吉井委員	：趣旨はわかるんですが、この、資料 2 の制度の目的の②の多様性を認めるやさしいまちづくりを推進させ、とありますが、自治会の代表として申し上げたいのですが、新しい制度を作って推進するというのはいいんですが、行政として、地域に、こういう考え方を、いわばやさしいまちづくりを推進する地域づくりにどういう風に反映させて行くのか、地域づくりを進めていくについて、自治会に丸投げで任せて進めていくのか、それとも、自治会の集まりとか民生委員の集まりとか、各種団体の集まりの時に、どのような感じでこの制度の内容を周知するのか、ただ、チラシを配って

審議会議事録

	<p>周知するんじゃ、それじゃちょっと古い戦法で、やっぱり講習会とかで、そういう、定着させる取り組みを基本的な考えを持っているのかについて、伺いたい。</p>
	<p>事務局：職員向けにガイドライン、行動指針というものを一緒に策定しています。まずは、市役所の中でそういったものを醸成すると言いますか、職員の研修を経て、段階的に進めていき、6月3日に施行という事で考えており、同日ホームページで紹介させていただきます。そのほか必要な時にはこちらから伺いまして、説明をさせていただくことなどを想定しています。実際、走りながらの制度という事で考えております。</p>
	<p>吉井委員：今の説明が不十分というわけじゃなくて、やっぱり理解させるのは難しいと思って進んだ方が良くと思う。問題はわかってもらうという事が非常に大変なんです。すべてのものに対して。で、わかってもらう中身ですね、言っていることはわかるんですが、実際は面倒くさいから関わらないとか、そういった話があったり、いろんな面で。やっぱり、心底わかってもらう努力を行政として、してほしいし、それで6月幾日に施行されてホームページに載るんだったら、これ、一般の人はわかってしまう訳ですよ。しかも誰と誰って決めるんじゃなくて、何人いるかわからない、調べたわけじゃないでしょ。だから、みんなに公表して申し込みを開始したり、認定を開始したりするんで、よく地域の人にわかってもらう努力っていうのは、行政としては、いつから教育して、何か月間何回くらいでどうやってやるのかと、そしてそれから行政の人が必ず地域に行って説明するからって言ったら決してそうじゃないわけですよ。まちづくりの中で。だから、そういう意味ではやはり、地域を巻き込んだロードマップ、それをわからせる、地域づくりの考え方をわからせるロードマップを示して、それを合わせて制度を立ち上げるっていうのが基本だと思うんですがね。どうでしょう。</p>
	<p>事務局：ただ今吉井委員がおっしゃったことについて、ロードマップ的なものを作りまして、実施していきたいと思います。</p>
	<p>福田委員：この制度につきましては、今日、まさに人権問題を示している審議会となっております。来週、議会で説明する機会があります。これは本議会ではないんですけども、説明する機会があります。先ほども触れましたように、職員についてはすでに、この制度を作るための会議などを開きながら、職員用のテキストもできている。そして、今度は、市民の方にわかっていただく、ガイドブック、これも、原案として作ってまして、議会への説明を終わって、この制度が良しとなれば、これを使って、色んなところ、</p>

審議会議事録

	<p>もちろん自治会の皆さんも含めて、様々な場面でガイドブックを使って啓発をしていくわけです。吉井委員がおっしゃったように何か月間何回程度という事は決まってませんが、そういう段階を経てやっていきます。これは、何組事前にあるのでっていうことではなくて、この制度については、すでに問い合わせもあります、この制度を行政が作るという事を示すことがより大切であると思います。急にと感じられるかもしれませんが、まずスタートしないと一日も早く、課題の解消に向かわないだろうと、いう事になりました。</p>
	<p>人権問題はかつて同和問題などにつきましてですね、やはり時間もかかっておりました。女性の差別問題も平等法ができて、これができたからって、すぐにみんなが理解したかっていうと、そんなことは無くて、やはり、地道な啓発活動が必要となっております。これにつきましても、難しい問題だと認識していますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>：ただ今説明がありましたように、これを受け止めてくれる市民の方と、いや、その必要はないという考え方に立つ市民もいらっしゃると思います。人権という事を大きく考えて、これらを受け入れるという事とは違って、具体的に一つの方向を示した制度であろうと思います。それぞれ色々なことがありますし、それに耐えるための準備も大変であろうと思います。今まで、千葉の方で、こういう風なことをやってきたときに、何か、色々な電話が入ってくる、反対の電話が入ってくるといったことを伺いましたでしょうかね。</p>
事務局	<p>：今回の制度は、千葉市の実例を参考にさせていただいておりますけれども、千葉の場合には、最初に市民の意見を聴取したんですよね。そうしたらものすごい反対意見が出てきたそうです。それでも進まないわけにはいかなかったという事があったそうで、そんなことよりほかにやる事が有るじゃないかといった厳しい意見もあったそうです。実際、これは放っておくと、職場を追われるとか、そういった事に発展してしまうこともありますので、反対意見がありながらも、これをやらないと、もっとひどいことになってしまうので、制度を広めていったと聞いています。</p>
	<p>鹿沼の場合、この制度は記者会見とか、新聞記事とかにも掲載されたんですが、そうしましたら早速インターネットを通じてお礼のメールをいただいております。</p>
議 長	<p>：性的マイノリティですから少数派でしょう。そこに目を向けるという事は非常に大切なことであり、勇気のいる事であると思います。これが解決</p>

審議会議事録

	<p>しない限り、笑顔あふれる明るい鹿沼市にはならない。そう思っております。ですから、皆さんに色々意見をいただいておりますが、更に精度を上げていくためには必要なんだと思います。</p>
	<p>大出委員：LGBTって、よくわからないことがあるんですが、どうしてそんな奇異な目で見るとかというのかわかりません。見た目はどこか違うのか、それとも態度がどこか違うのか、着ている服が違うのか、言葉遣いが違うのか、など、そこのところがよくわからないんです。障がいをお持ちの方に対してお手伝いさせていただくようにすればみんな優しくなれると同じように、どこが違うのかわかりません。</p>
	<p>事務局：外見ではわからないと思います。これがマツコデラックとか、そういう方ならわかるかも知れませんが。例えば自分が男性で、どうしても好きになるのは女性でなく男性になってしまうという人がいます。これを誰かに打ち明けるとします。これをカミングアウトと言うんですが、それを聞いた人がそれを言いふらしてしまう、これをアウトティングといいます。それが発端でいじめとかに発展してしまうんです。ですから外見では全くわからないようです。他人から見ても特徴などはわからないようです。ただ、女装癖とかそういった方も中にはいらっしゃいますから、そういった場合は解りますけども。万が一、そういった方から相談を受けた場合、本人に、他に相談できる人に伝えてもいいかどうか了承を受けてからいろいろ広めていくのはいいかもしれませんが、そうでないと大変なことになってしまいますので、気を付けていただきたいと思います。ですから、見た目にはわからないと思います。実際に、職員向けの行動指針がありますけれども、言葉遣いにも気を付けましょうとしてあります。窓口において、例えば奥様とかご主人様とかは言わないようにしましょうとしています。そこで性別を判定できるようなことを言うてはいけないとしています。このことで悩んでおられる方もいらっしゃいますから。</p>
	<p>議長：今、委員さんから、「奇異」という表現がありました。やはりそういった考え方が、世の中には市民の中にはおられるんだろうと思います。また、今の説明の中でも、外には見えないけど、と言う話もございました。つまり心の在りようをどうしていくか、という事が、今回のこの制度の根本なんでしょうと思います。レズとか、ゲイといった言葉は、昔からありましたが、この言葉が持つ意味というものをしっかり基本から考え直すための制度であると思います。いま、鹿沼市からスタートしてますといった話がございましたけども、それらを更に市民に広めていくようにしていただければいいのかなと感じております。どうしても年を取ってくると、若いころ</p>

審議会議事録

	<p>身に付いてしまった偏見みたいなものは、なかなか取れにくいものでありますけども、そういったものをやはり知的に理解する事が必要になってくると思います。ぜひ、この制度を知ってもらって、そして、誰もが鹿沼市民として考えていく、このような気持ちで生活できるようなものにしていく、重要なものと思っておりますので、ぜひこの制度を進めていただきたいなと思っております。</p>
	<p>山口委員：こういう問題は、いつか必ず出てきて、行動しなければならぬときがあるのは確かだと思います。そういう中で、行政の中ではかなり勉強しているようですが、例えばこういうことが実行されて、現実的にあからさまになってくる、という事になってくると思います。今まで良い意味で知らなかったことが、表に出てきてあからさまになってきたときの、例えば最悪の時の駆け込み寺的なもの、と言うのは何か想定されていますか。</p>
	<p>事務局：そういったものは当然必要になってくると思いますが、具体的にそこまでの事については、これからの課題であると思えます。LGBT 連合会という組織があつて、そこに相談する窓口があるかも知れませんが、鹿沼市内では専門の相談窓口はありません。</p>
	<p>山口委員：ただ、それが実行されたとき、絶対そういった事は想定しないとけないと思うんですね。その時に、相談に乗れる行政の課がありますよくらいの事は、最低でもあらわさない。なんで施行が6月3日なのかと思った。あと2週間後ですから。今我々がそういう話をしていて、2週間後に施行に移されるという事になれば、極端な話、その2日後には、被害にあわれた人が出てきやしないか。その時に、ごめんなさいと言う訳にはいかない。例えば、そういう場合には、今、市では、こういう受け皿的な相談所があります。みたいなことくらいは周知しないとけないんじゃないでしょうか。</p>
	<p>事務局：10年計画にもお示ししましたが、法務局などの相談窓口をご案内しておりますので、そちらの方へ連絡していただくことは可能かと思えます。</p>
	<p>山口委員：法務局ですか。</p>
	<p>事務局：はい。そこに「みんなの人権110番」と言う相談窓口がありますので、取りあえずそちらで相談をしていただければと思います。</p>
	<p>山口委員：最終的には法務局なんだろうが、例えば、相談しました、そうしたら、市の方で少し何とか対処してもらえませんか、なんていう場合もあるかと思えます。なので、法務局へ行く前に、市の方で、相談できる窓口などは出来ないものなんだろうが。</p>
	<p>事務局：市の方では、人権擁護委員による「人権なんでも相談」というのを開</p>

審議会議事録

	設しておりますので、そちらをお使いいただけたらと思います。また、市役所の方では、LGBTの専門機関ではありませんが、子ども総合サポートセンター内ですとか、保健福祉部内とかにもあります。
	袖山部長：今のご質問等ですが、人権に関することは、人権推進課を含めて、相談を受けております。それが、もっと被害が大きいものになれば、当然、弁護士さんの相談ですとかあります。これは、このことを入れたからではなくて、今までも人権に関する色々な事は相談を受けてきていますんで、その延長でこれはご理解いただければと思います。それから、先ほどの6月3日で拙速ではないかとのニュアンスだったかなと思いますが、それはそうではなくて、こういうことを、いち早くやろうという事で、全国ではやっているところがあって、栃木県では鹿沼市が初めてなんですけれども、やろうという事を呼びかけて、進めていくことが大事で、色々な事の準備をやってから施策を展開するという事ではないんです。やりながら、進めながら改善をするでしょうし、できるだけいろんな方が、我々が思っている以上にいらっしゃるわけで、そういった方々へ寄り添って展開するように、鹿沼市はこういう問題について、やはり心の在り方を進めてやらなければならないという事が、我々もそうだし、まさにこの審議会もそういうことを議論する場だと思っていますので、そのようにご理解いただいて、あれもこれも全部揃わないけど、とりあえずやらせていただくことをご理解ください。
	山口委員：解ります。確かにそういう方法もあるかと思います。形から入るといいう事になるかと思うんですけど、それは一つの成功させるための方法と手段として、そういうことはあるとは思うんで、私は早くてだめだと言っているのではなくて、やはり早く早くやるという事は、早いことはいいんですけれども、ひとつ前に進むとそれに対しての逆の反応があるんじゃないかと思うんです。その一つとして先ほど言ったような、例えばそういった事があからさまになったときに、いじめなんかに遭ったという事が1週間後にあったときに、相談所くらいがあるという事の一筆くらいは入るんじゃないかと思います。
	議長：ただ今のご意見、色々な準備をしてからやるのは必要だよと、おっしゃっているんだと思います。先ほど吉井委員さんの方から、地域に根差すつていう言葉がありました。地域にこれを徹底させていく、その過程の中で問題が起きてくる。そういった事を踏まえた上で、市の方では色々と考えていただけたらという事が、先ほどありましたので、これは市の方にお任せしたいと思っています。

審議会議事録

吉井委員：ちょっといいですか。山口委員が言われた事は理解してくれていると思うんですが、私はこのことは進めることはいいんですが、ただ、進め方が問題で、なんか条例だけ作れば終わっちゃうというのが今までの行政の考え方なんですよ。今まで。実績が物語っているから私言ってるんで。それだと困るなと思っているんです。だから今山口委員が言われたのも、やっぱり当事者が困ってしまうという、こういう時はこうだよって言ってほしい。そういうことです。
事務局：この制度については、申請をする方や相談をする方の公表はしないことが原則です。中には公表を望まれる方もいらっしゃるかもしれません。もし申請をする方が、どこか人目に付かないところで手続きしたいという方がおられればそのようにします。こちらの方にお越しになって申請したからその方について、その内容を公表するという事も想定していません。この制度はどんな事をしたいのかというと、LGBT に対する施策として、この制度を立ち上げるという事なんです。この本当の目的と言うのは、制度を立ち上げると言うよりも、その LGBT に該当する方の人権というものを守って行きましょうねと言う、そんなことを行うためのものです。この制度が始まって何か事が起こるかということ、該当する方が自分で公表とかしない限り、こう言った被害などにあうことはないかと思えます。
山口委員：今までよりは出やすい環境にはなりますよね。
議長：はいわかりました。申請してもわからない。そういうこともありますけれども。やはり根本的には、一人ひとりの市民の方が、こういう制度があるんだと、こういう人たちがいるんだよと、それは本当に人権を尊重していかなければならないだよと、そういうことを市民一人一人にわかってもらうという事。それが大切であって、その啓発をしていかなければならないんだろうと思います。ですから、それは絶対にやっていただく。ただ、パートナーの関係はわからないと、今おっしゃられたと思いますが、それはわかるうがわかるまいが、そんなものは全然関係ないよと、そんな事当然でしょ、と、そういう風な世の中にしていってというのが必要な事ですからね。ですからそういった事で、やはり市民にしっかりとこれらの制度を浸透させていく、その中で、色んな事が起きてくると思いますけど、それを適切に市の方で判断していく、そして手を打っていく、そういった事が必要じゃないかと、今まで言われたんじゃないかと思えます。
山口委員：そういった事は、当たり前になるという事が一番の理想です。
議長：だから、解らせないといけない。
吉井委員：あからさまにやっても理解しあえる。そういう事でしょ。

審議会議事録

	<p>福田委員：先ほど、大出委員がおっしゃった、見た目でわかるかという事。これはみんなわからないようにしているんです。男だけど女装したいと言う人が、なかなかできない。又は、女性の言葉遣いがしたいけれども、なかなかできない。又は同性同士で一緒に住みたいけれど、なかなかできない。まさに、あからさまに、表に出ないようにしているのですが、まだ、できない人がたくさんいる。で、啓発の結果、堂々とできるようになってくる。これは一朝一夕にはできないけれども、目標はそこです。その前段として、そういう人がいるんですよ。差別しないようにしましょう、と、言ってるだけでは、なかなか前に進まない。そこで、パートナーシップ制度を行政が一步前に出ることで、行政が認めることで進めていく。そして啓発をしていく。先ほど相談窓口のお話がありましたが、相談者が訴えたいことがあったときも、その人たちを守っていく、相談の仕方も当然考えているという事です。寝た子を起こすというようなことに近いものも無くはないのですが、今回の問題は、今、困っている人たち、表に出したい人たちがいらっしゃる。その人たちに対し、鹿沼市は認めていますよという制度があります。まずは行動を起こさないと始まりませんので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>議長：男の人が女装している。変な人がいる。とって地域の人たちが子どもたちに注意するというような事が過去にあったが、これはあってはならない事です。一刻も早く、こういった制度を出さなければならないと思います。そして、人権を尊重し合える世の中とはこう言うものなんだと、言えるきっかけとなる制度になればと期待しています。</p> <p>大出委員：普段見かけないし、年配者の方に説明しても難しいと思います。それが今では世間では当たり前になってきている。みんな人権が守られて明るく生きる権利があるんだという事です。啓発をすることで、みんなの意識が底上げされて、だんだん抜けていく。</p> <p>みんな同じ意識になれば、LGBTの人たちだって、あんまりこそそしないで、何が悪いんだと、別に迷惑をかけているわけではないんだと、そんな風になっていけばいいと思います。</p> <p>石川委員：教職としてここに出ささせていただいておりますが、ある女子の保護者から、うちの子はスカートをはきたがらないので、入学式はスラックスでもいいですかという相談を受けたことがあります。</p> <p>色々全国的なホームページなどを見ると中学校や高校でも、女子用のスラックスを用意している学校などもあります。また、逆に男子もスカートを認めているという学校もあるんだなというところを学んだところであり</p>
--	---

審議会議事録

	<p>ます。</p> <p>ここで2点ほど質問とお願いがありますが、今回のはパートナー宣誓制度という、この宣誓という言葉が付いているんですけども、やはり誰かに対して宣誓書を読み上げて、我々はこうこうですとイメージするんですが、誰に対してどのような形で宣誓するのかというのを聞きたいのと、もう1点はこちらはお願いなんですけど、先ほどの話の中でパートナー宣誓したけれども、後で別れてしまったと、言うような場合には、こう言った制度はもう受けられないんですよという事なんですけど、例えばこれを申し出ないまま別れてしまったんだけど、この制度があり難いと、悪く言えば悪用するというか、又はパートナーでも何でもないけど、バスがただで乗れるから申し込んどこうかなんて言う事で、悪用する方ももしかしたらいるかもしれないので、その点、お考えいただければと思います。</p>
	<p>事務局：これにつきましてはパートナーシップ宣誓書という、様式1号で、市長に対して宣誓をします。この様式には宣誓についての各条件、独身であるとか、他にパートナーシップを組んでいる人がいないとか、そのほかいくつか条件が書いてあります。また、婚姻と同じ取り扱いをするものですから、養子縁組の有無などについても確認していただいて、自署していただく事となります。そして受付をする担当者がさらに確認をするという流れになっています。それと、悪用されるのではという事ですが、サービスを使うには宣誓証明書が必要になりまして、この証明書には交付番号が記入されます。もし、不審な情報ですとか、住んでいる場所が違うとか、そういった場合、市側で調査を行い、条件に反していれば、市側で強制的に宣誓の解消を行います。その場合、証明は無効とし、交付番号をホームページ等で公表し、悪用されないように努めていきます。</p>
	<p>大出委員：LGBTの方が鹿沼市に転入してきて、職場も鹿沼に変えるという場合で、職場で内緒で来るという訳にもいきませんから、そうした際にいじめを受けて退職せざるを得ないといった事も考えられますが、そうした場合はどうするのですか。</p>
	<p>事務局：実際、パートナーシップ宣誓をすれば、相当な覚悟でこちらの方にお越しになるのではないかと思います。勤め先に住民票とか出す場合がありますから、そういった事も想定の上で宣誓をされると思います。</p> <p>(市では公表などしませんが) 宣誓をすることはカミングアウトするという事ですから。</p>
	<p>大出委員：職場にそういった格好で向かう事はないと思いますが、あいつはおかしいぞとか、そういう話になった場合にどうなるか。</p>

審議会議事録

事務局：そうなった場合、相談、場合によっては法律相談となる場合もあるかと思えます。
福田委員：行わなければいけないのが、制度と並行して啓発を行います。多分最初の内はなかなかその事を職場の人へ言える人はそんなにいないと思います。一方で、皆さんへ以上に、もしかしたら、職場や会社を経営している方々に対する啓発は一般の人たち以上に重要だという事を考えて実施していかなければいけないと思います。
議長：覚悟をもって出すという、この覚悟と言う言葉を使いますと、ちょっとまずいと思います。そういう覚悟などしないで、出せるというのを望んでいるわけですから、行政としてご注意いただきたいと思えます。
他にご意見等がありますでしょうか、無いようであれば、これらの事につきましても、市の方で制度化していく中で、色々と改善していただけてより良いものにしていただければと思えますが、ご承認いただけますでしょうか。
(全員拍手)
では、この目的と内容については、事務局の説明どおり決する事といたします。ありがとうございました。
続いて、その他に移りたいと思えます。事務局から何かありましたらお願いしたいと思えます。
事務局：第2次人権啓発推進総合計画実施プランについて、皆さま方へお届けするのが遅れており、大変申し訳ありません。今回の制度関係が落ち着き次第、配布させていただきますので、よろしくお願いいたします。
議長：ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見等がありますか。
(間隔を置いて)
無いようですので、この件につきましてはご了承いただくという事でよろしいでしょうか。
(異議なしの声)
異議なしとのことですので、この件についてはご了解いただいたものといたします。予定された議題につきましては以上です。ご協力ありがとうございました。
5 閉会 (黒田人権推進課長)

審議会議事録

配布資料	資料 1 性的マイノリティについて		
	資料 2 鹿沼市パートナーシップ宣誓制度について (案)		
	鹿沼市人権施策推進審議会委員名簿		
次回予定			
記録者	飯塚		
鹿沼市審議会等の会議の公開に関する要綱第 2 条に基づく審議会等の公開状況 (該当する審議会等以外の会議・打合せ等については記入不要)			
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開	(公開の場合) 傍聴人数	0 人